

## 日本血液学会地方会 会費徴収のお知らせ

本学会会員の皆様におかれましては、本学会活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

日本血液学会には、分科会として、8 地方会（北海道地方会、東北地方会、関東甲信越地方会、北陸地方会、東海地方会、近畿地方会、中国四国地方会、九州地方会）が存在し、それぞれの地域における血液学会の活動を支えています。

ただ、これまで地方会ごとに構成員数などが異なり、地方会会費徴収の方法、さらにその額はそれぞれの地方会に任されていたため、地方会毎の経済的実情に大きな差がありました。そこで不足分は日本血液学会本体から補助金を支出し、その活動を支えて参りましたが、上記理由から、地域によって補助金額に大きな偏りがありました。この件に関して、各地方会理事会に意見をまとめて頂き、最終的に公平を期して日本血液学会理事会において以下のように決定されました。

1. 本学会会員は、勤務地の地方会に所属いただきます。
2. 本学会会員は、平成 30 年度より本学会年会費 15,000 円に加えて地方会年会費 1,500 円を合わせて日本血液学会にお納めいただきます。
3. 地方会へは日本血液学会より運営費が支払われるため、地方会年会費の徴収はありません。
4. 地方会集会開催に際しての参加費（会場費）徴収の有無、またその金額については各地方会に任されます。

以上により、地方会運営が平等になり、地方会事務も軽減されると考えております。  
なにとぞ、ご理解のほど、お願い申し上げます。

平成 29 年 9 月 1 日

一般社団法人日本血液学会  
理事長 赤司 浩一